計量法第二十一条第二項の規定により、

知事が指定した場所で実施する検査福島県知事 佐 藤 雄

平

検査区域

対象となる特定計量器

検査の期日及び時間

検

査 場 所

一本松市

非自動はかり(計量法 施行令(平成五年政令

五月八日

東和文化センター

検査を次のとおり実施する。

平成二十四年四月三日

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、

特定計量器の定期

福島県告示第百七十三号

告

示

じ。)、分銅及びおも るものを除く。以下同 第三二九号) 第五条第

午後三時まで 午前一〇時から

号又は第二号に掲げ

五月九日

旭住民センター

安達郡大玉村

午前一一時三〇分ま

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

告

示

○道路の区域を変更する件二件 ○計量器の定期検査を実施する件 ○道路の供用を開始する件

굿 굿 뒫

報

県

公

て指定した件

○土地改良法により換地処分をした

旨届出があった件

○電線共同溝を整備すべき道路とし 旯

告

○特定非営利活動法人の定款の変更

の認証の申請があった件

旯

_	_
	で・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
舎 大玉村役場分庁	午前一○時三○分か
同	五月三○日 午後三時まで
同	午後三時まで午後三時まで
所二本松市安達支	五月二八日 午前一○時から
闰	午後三時まで 午前一○時から
同	五月一五日 午前一○時から
二本松市役所	五月一四日五月一四日
所二本松市岩代支	五月一○日 午前一○時から
新殿住民センター	午後三時まで 午後三時まで

所福島県計量検定	五月三一日から六月二 年前一○時から 年前一○時から 年後三時まで	もの特定計量器で、右右の特定計量器で、右	村に掲げる市
本宮市役所	午後三時まで午後三時まで		
総合支所経済白沢	午後三時まで午後三時まで		本宮市

定する検査場所で実施する検査 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規

び安達郡大玉村	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもり	対象となる特定計量器
月二三日を除く。) 日、一〇月八日及び一一日まで(土曜日、日曜 一日まで(土曜日、日曜	検査の期日

(計量検定所)

# 福島県告示第百七十四号

福

計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十四年四月三日から二週間一般の縦覧に供す ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

平成二十四年四月三日

福島県知事 佐 藤 雄

平

平成二十四年四月三日

路 線	
線	
線	
名	
111	
区	
間	
IFQ	
更 変	
後更	
の 前 別 変	
別 変	
_ 敷	
メ地しの	
ト ト	
ル幅	
<b></b>	
延	
<u>メ</u>	
Î	
1	
ル	
. 長	

岩
佃
白
氙
iΒ
乐
4
告
=
不
44
第
7
$\Box$
7
+:
7
+
÷
71
$\overline{}$
듇

で

同

ノ内一四一番一地先ま 市梁川町柳田字町

変更後

· • • <u>-</u>:

七三・〇

(道路計画課)

計画課及び福島県県南建設事務所で平成二十四年四月三日から二週間一般の縦覧に供す ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

平成二十四年四月三日

福島県知事	
佐	
藤	
雄	
亚.	

	三四九号 一般国道	路 線 名
地先まで地先まで地先まで一切が大きで地たまで	<b>東白川郡矢祭町大字上東白川郡矢祭町大字上</b>	区
番 字 一 下	番字 地上	間
変更後	変更前	更後の別
B A	A	(敷メ地
六八一六 五·二·五 ○ 7 五 7	一 六 五 · 五 五 ·	(メートル) 敷地の幅員
一、一、一九三。	一、一九三・〇	(メートル) 長

(道路計画課)

# 福島県告示第百七十六号

建設事務所で平成二十四年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

福島県知事 佐 藤 雄

平.

一般国道三五二号	路線名
同先から津	供
郡同槍枝	用
村村村	開
字下見通	始
通 通	0
	区
番 番 地 地	間
三日平成二四年四月	供用開始の期日

県道国見福島線

伊達郡桑折町字本町

番

地先から同郡同町字本町四六番

伊達郡桑折町字本町五 二地先までの上り線

一番四地先から同郡同町字本町四九

一地先までの下り線

路

線

名

区

Ŧi.

定款に記載された目的

(道路計画課)

## 福島県告示第百七十七号

先まで

規定により、 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第 電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。 項

平成二十四年四月三日

福島県知事 佐 藤 雄

間

平

(道路計画課)

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、 公告第六十九号 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非 次のとおり公告する。

平成二十四年四月三日

福島県知事 佐 藤 雄

平

平成二十四年三月二十二申請のあった年月日 日

名称 特定非営利活動法人福島農業復興ネットワーク

代表者の氏名 房雄

主たる事務所の所在地

兀

福島県郡山市大槻町字古屋敷六十七番地

活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。 よう、また誇りをもって地域で生きていくことができるように支援する事業を行い、 この法人は、地域で暮らす人々に対して、 生涯を通じて安全・安心な生活が送れる

### 公告第七十号

鬼沼地区の区画整理事業に係る換地処分をした旨届出があった。 第三項の規定により、 土地改良法 (昭和) 一十四年法律第百九十五号)第九十六条で準用する同法第五十四条 大越俊ほか十一人から平成二十四年三月五日共同して行っている

平成二十四年四月三日

福島県知事 佐 (農地管理課) 藤 雄 平

県刷

(文化振興課)

リサイクル適性® この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】 発行者 印刷所 福 株式会社 第 島 印